

# 平成30年度9月補正予算案等の概要

## I 補正予算案について

県有施設におけるコンクリートブロック塀の安全対策や、大規模風水害に対する未然防止の取組みなど、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

### 1 歳入・歳出補正予算案の概要

#### (1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの累計額	9月補正予算額	9月現計予算額	(参考) 30年度9現/ 29年度9現
一般会計	18,328.88	5.55	18,334.43	94.5
特別会計	20,371.89	—	20,371.89	166.2
企業会計	1,173.76	—	1,173.76	108.0
計	39,874.54	5.55	39,880.09	121.8

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

#### (2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの累計額	9月補正予算額	9月現計予算額
国庫支出金	1,137.97	1.01	1,138.99
繰越金	0.20	4.54	4.74
その他	17,190.69	—	17,190.69
計	18,328.88	5.55	18,334.43

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

## 2 補正予算案の主な内容

㊦〇 県有施設コンクリートブロック塀安全対策費(P3参照) 3億1,290万円

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるコンクリートブロック塀の倒壊事故を踏まえ、県民の安全を確保するため、県有施設におけるコンクリートブロック塀の建替え等を行う。

- 大規模風水害に対する未然防止と台風12号による被害への対応(P4・5参照) 5,900万円

平成30年7月豪雨や台風12号により全国各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、本県における大規模風水害に対する未然防止の取組みを行うとともに、台風12号により被災した県管理の港湾施設の復旧を行う。

- ㊦ SNSを活用した相談事業の試行的な取組み(P6参照) 2,806万円

児童虐待や子どもの貧困、女性の様々な悩みについて、県民が相談しやすい環境を整備するため、従来の電話相談に加え、コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した相談を試行的に実施する。

- ㊦ SDGs推進事業費(P7参照) 6,000万円

本県が国の「SDGs未来都市」及び「自治体 SDGsモデル事業」に選定されたことを受けて、SDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)の普及啓発を行うとともに、SDGsの達成に向けた取組みを行う企業等に対する社会的投資 ※の促進に向け、「SDGs社会的インパクト評価システム」の構築を行う。

※ 社会的な課題を解決しながら経済的な利益も生み出す投資

- 漁業活性化促進事業費 6,144万円

大磯町が行う大磯港の水産物荷捌き施設の整備に対する補助金について、計画の前倒しに伴い増額する。

[環境農政局農政部水産課長 電話 045-210-4530]

- 総合リハビリテーションセンター整備工事費 一万円

※ 歳入歳出予算の補正はなし

【継続費変更】 157 億 5,700 万円 [平成 25 年度～平成 31 年度]

※変更前 156 億 7,200 万円 [平成 25 年度～平成 31 年度]

神奈川県総合リハビリテーションセンター(厚木市七沢)の整備工事について、アスベスト除去処理量の増加に伴う工事費の不足に対応するため、既設定の継続費を変更する。

[健康医療局保健医療部県立病院課長 電話 045-210-5040]

- 横浜北部方面特別支援学校新築工事費 一万円

※ 歳入歳出予算の補正はなし

【債務負担行為の設定】 期 間 平成 30 年度～平成 31 年度

限度額 4,115 万円

横浜北部方面特別支援学校(横浜市青葉区みたけ台)の新築工事について、公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置により契約を変更するため、債務負担行為を設定する。

[教育局支援部特別支援教育課長 電話 045-210-8214]

## 新 県有施設コンクリートブロック塀安全対策費

### 1 目的

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるコンクリートブロック塀の倒壊事故を踏まえ、県民の安全を確保するため、県有施設におけるコンクリートブロック塀の建替え等を行う。

### 2 補正予算額 3 億 1, 290 万円

### 3 事業内容

現行法令に適合しないものや劣化損傷の著しいコンクリートブロック塀について、フェンス等への建替え等を行う。

なお、緊急的な安全対策については、既決予算により対応している。

		箇所数	総延長	予算額
補正予算	知事部局	14 施設 16 箇所	345m	3,450 万円
	教育局	14 施設 42 箇所	1,664m	1 億 6,640 万円
	警察本部	43 施設 91 箇所	1,120m	1 億 1,200 万円
	合計	71 施設 149 箇所	3,129m	3 億 1,290 万円



#### 問合せ先

総務局財産経営部施設整備課	課長	村島	電話 045-210-2550
教育局行政部教育施設課	課長	日比野	電話 045-210-8061
警察本部総務部施設課	課長代理	中村	電話 045-211-1212 (内線 2261)

## 大規模風水害に対する未然防止と台風12号による被害への対応

### 1 目的

平成30年7月豪雨や台風12号により全国各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、本県における大規模風水害に対する未然防止の取組みを行うとともに、台風12号により被災した県管理の港湾施設の復旧を行う。

なお、既決予算により対応可能な箇所等については、速やかに工事等を行っている。

### 2 補正予算額 5,900万円 (参考：既決予算対応額 1億1,454万円)

### 3 事業内容

#### (1) 大規模風水害に対する未然防止の取組み

(単位：万円)

事業内容		既決 予算	9月 補正予算	計
ア 水防情報基盤の整備		200	3,100	3,300
簡易水位計の設置 16基	県管理河川に簡易水位計を設置	-	1,600	1,600
啓発看板の設置 34基	県管理河川の管理用通路に洪水浸水想定区域図等の看板を設置	200	1,500	1,700
イ 監視カメラ等の整備		3,450	1,500	4,950
① 監視カメラの設置 (海岸・港湾) 7基	相模湾沿岸の県管理海岸等に監視カメラを設置	600	1,500	2,100
② 監視カメラの設置 (道路) 6基	海岸に面した県管理道路に監視カメラを設置	1,800	-	1,800
② 避難通路と避難誘導看板 の整備	国道135号に避難通路の整備と避難誘導看板を設置	1,050	-	1,050
ウ システムの整備		1,083	300	1,383
① 災害情報管理システムの 改修	緊急速報メール機能に土砂災害警戒情報を追加	-	300	300
① e-かなマップの改修	土砂災害警戒区域等の情報を追加	130	-	130
① 土砂災害警戒情報システムの 改修	住所検索機能を追加	170	-	170
② 災害情報ポータル改修	災害情報ポータルの閲覧性を向上	783	-	783
エ 普及啓発		371	-	371
総合防災センターの映像 充実	総合防災センター等で上映する風水害対策の普及啓発映像を作成	371	-	371
計		5,104	4,900	10,004

## (2) 台風12号により被災した県管理の港湾施設の復旧等

(単位：万円)

事業内容		既決 予算	9月 補正予算	計
オ 真鶴港の復旧		5,900	1,000	6,900
転落防止柵の補修	琴ヶ浜周辺の護岸等の転落防止柵の補修工事	-	1,000	1,000
海岸保全施設の復旧	人工岩礁等の復旧工事	4,500	-	4,500
管理事務所等の除却及び仮管理事務所の整備等	破損した管理事務所等の除却工事及び仮管理事務所の整備工事等	1,400	-	1,400
カ 小田原漁港の復旧		300	-	300
漁港施設等の復旧	岸壁のコンクリート舗装の復旧工事	300	-	300
キ 国道135号の復旧		150	-	150
車両用防護柵の復旧	江之浦の車両用防護柵の復旧工事	150	-	150
計		6,350	1,000	7,350
(1) (2) 合計		11,454	5,900	17,354



琴ヶ浜周辺の護岸の転落防止柵



真鶴港管理事務所等

## 問合せ先

【ア】	県土整備局河川下水道部河川課	課長	鶴木	電話	045-210-6470
【イ-①、ウ-①】	県土整備局河川下水道部砂防海岸課	課長	峯村	電話	045-210-6500
【イ-②、キ】	県土整備局道路部道路管理課	課長	西山	電話	045-210-6350
【ウ-②】	くらし安全防災局防災部危機管理対策課	課長	圓道	電話	045-210-3460
【エ】	くらし安全防災局防災部災害対策課	課長	佐川	電話	045-210-3420
【オ】	県土整備局河川下水道部 港湾事業調整担当	課長	千葉	電話	045-285-0815
【カ】	環境農政局農政部水産課	課長	滝口	電話	045-210-4530

## (新) SNS を活用した相談事業の試行的な取り組み

### 1 目的

児童虐待や子どもの貧困、女性の様々な悩みについて、県民が相談しやすい環境を整備するため、従来の電話相談に加え、SNSを活用した相談を試行的に実施する。

2 補正予算額 2,806万円

### 3 事業内容

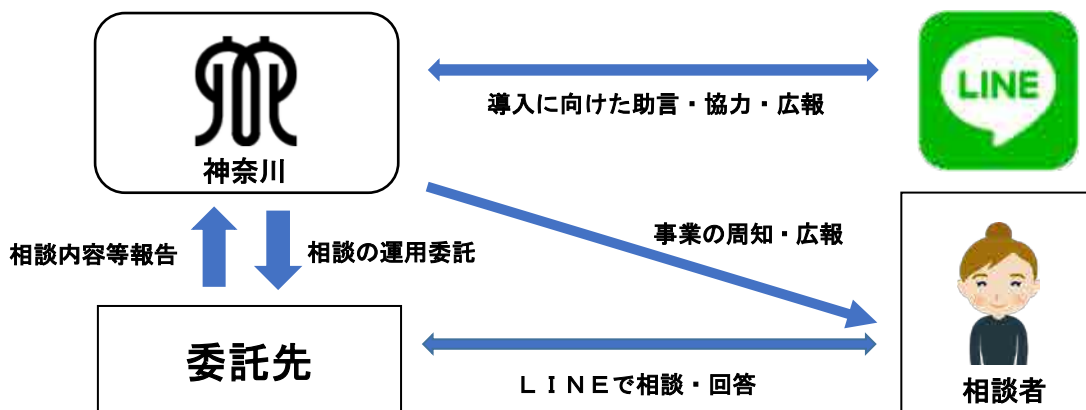
コミュニケーションアプリ「LINE」を活用して、次の相談事業を行う。

	①児童虐待防止 相談	②子どもの貧困対策 相談	③女性相談
主な対象者	県内の子ども、保護者等	県内のひとり親等	県内の女性
相談内容	虐待の早期発見・早期対応を行うため、虐待、子育ての不安、しつけの悩みに関する相談事業を実施	生活困窮の割合が高い「ひとり親家庭」の自立を応援するため、就労、子育て、生活に関する相談事業を実施	女性の抱える様々な悩みを解決するため、経済、職業、家族・友人関係等に関する相談事業を実施

### 4 スケジュール

	11月	12月	1月	2月	3月
事前準備・広報	—————▶				
相談事業（試行）の実施				————▶	
効果、課題の検証					————▶

### SNS（LINE）を活用した相談のスキーム



※県とLINE(株)とは包括連携協定を締結

#### 問合せ先

相談事業の実施に関すること

【①】 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 課長 中野 電話 045-210-4650

【②】 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども支援課 課長 剣持 電話 045-285-0727

【③】 福祉子どもみらい局人権男女共同参画課 課長 添田 電話 045-210-3630

包括協定に関すること 政策局政策部 政策調整担当課長 船山 電話 045-210-3051

# 新SDGs推進事業費

## 1 目的

本県が国の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されたことを受けて、SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の普及啓発を行うとともに、SDGsの達成に向けた取組みを行う企業等に対する社会的投資※1の促進に向け、「SDGs社会的インパクト評価システム※2」の構築を行う。

※1 社会的な課題を解決しながら経済的な利益も生み出す投資

※2 SDGsの達成に向けた取組みが社会に与える影響を「見える化」するための仕組み

2 補正予算額 6,000万円

## 3 事業内容

(1) SDGs普及啓発事業費 2,000万円（国庫10/10補助）

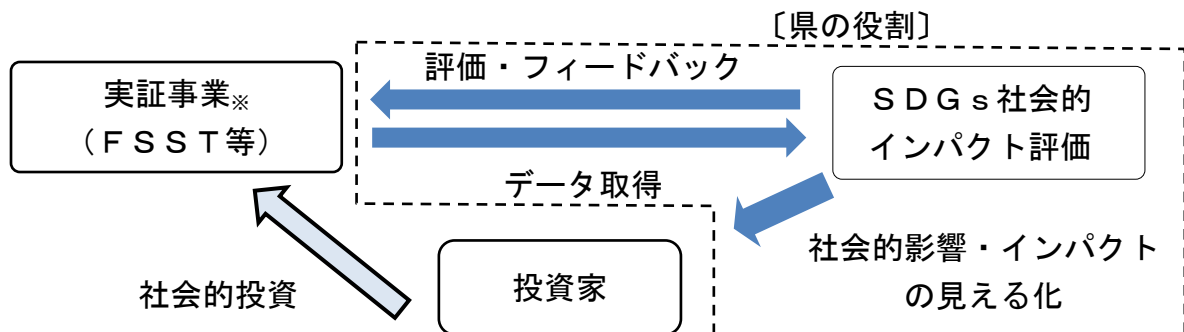
SDGsの認知度向上を図るため、県民向けイベントの開催や動画の作成等を行うとともに、SDGsに関する具体的な取組みを創出するため、市町村、企業、大学、NPO等と連携したネットワークの構築等を行う。

(2) SDGs社会的インパクト評価実証プロジェクト事業費

4,000万円（国庫1/2補助）

SDGsの達成に向けた取組みを行う企業等に対する社会的投資の促進に向け、Fujisawaサステナブルスマートタウン（通称「FSST」）等において民間事業者が行う実証事業※を通じ、SDGs社会的インパクト評価システムを構築する。

### 【SDGs社会的インパクト評価システムの構築】



#### ※ 実証事業の内容

多世代連携によるコミュニティ強化に向けた以下の事業

- ・ 支援が必要な住民一人ひとりの状況に応じた介護ケア手法の確立
- ・ 見守りエアコンで検知した居住者の生活情報を活用した介護サービスの提供 など

問合せ先

政策局政策部 政策調整担当課長 船山 電話 045-210-3051

## II 条例案等について

### 1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 改 正	11 件
工 事 請 負 契 約 の 締 結	2 件
工 事 請 負 契 約 等 の 変 更	2 件
そ の 他	3 件
計	18 件
(参考)9月補正予算	1 件
合 計	19 件

### 2 条例案等の概要

#### 【条例の改正】

- 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例

指定NPO法人が備置き及び提出する書類について、認定NPO法人としての備置き及び提出をもって備置き及び提出したとみなす規定を設けるなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定NPO法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

- 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

医師の宿直義務免除に係る診療体制の確保に関する事務を追加するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

- 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行に伴い、汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料等を新設するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]



○ 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例の一部改正等に伴い、新設する手数料を収入証紙により徴収するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

県が独自にマイナンバーを利用する事務に、私立高等学校等の学費補助金の交付事務を追加するなど、所要の改正を行う。

[総務局ICT推進部情報企画課長 電話 045-210-3390]

○ 神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例

国の交付金を受けて設置した神奈川県安心こども基金について、事業の実施期限が延長されたことに伴い、条例の期限を延長するため、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、サテライト型養護老人ホームを設置できる本体施設に養護老人ホームを追加するなど、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長 電話 045-210-4830]

○ 医療法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い、病院及び診療所の既存病床数等の補正等について、所要の改正を行う。

[健康医療局保健医療部医療課長 電話 045-210-4860]

○ 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る認定申請手数料等を新設するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部建築指導課長 電話 045-210-6240]

○ 警察組織に関する条例の一部を改正する条例

厚木警察署の庁舎新築移転に伴い、所要の改正を行う。

[警察本部警務部警務課企画室長 電話 045-211-1212]

【工事請負契約の締結】

名 称	工事の場所	請負契約者	工事請負金額
① 津久井合同庁舎新築 工事(建築-第1工区) 請負契約	相模原市緑区 中野937-2	山王・松浦特定建設工事 共同企業体 代表者 山王建設株式会 社 代表取締役 高橋 学	7億2,720万7,696円
② 相模川流域下水道右 岸処理場汚泥脱水機 械設備改築工事請 負契約	平塚市四之宮 四丁目地内	月島機械株式会社横浜支 店 支店長 大木 秀昭	7億3,764万円

①[県土整備局事業管理部県土整備経理課長 電話 045-210-6070]

②[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【工事請負契約等の変更】

追加工事による請負契約金額の変更等に伴い、工事請負契約等を変更する。

名 称	請負(委託) 契約者	請負(委託)契約金額		変更理由
		変更後	変更前	
① 体育センター陸上 競技場等整備工 事(建築-第1工 区)請負契約	アイグス・相陽 特定建設工 事共同企業 体	10億4,098万6,080円	10億3,116万4,246円	労務単価改定 に伴う特例措 置の実施
② 神奈川県総合リハ ビリテーションセン ター整備工事委託 協定	社会福祉法 人神奈川県 総合リハビ リテーション事 業団	157億3,630万円	156億5,130万円	アスベスト除 去処理量の増 加

①[教育局行政部教育施設課長 電話 045-210-8061]

②[健康医療局保健医療部県立病院課長 電話 045-210-5040]

【その他】

○ 和解について

① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する下水道事業に関する損害賠償請求に係る和解

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する下水道事業に関する損害賠償請求について、原子力損害賠償紛争解決センターから和解案の提示があり、これに応じて和解するため、地方自治法第96条第1項の規定により提案する。

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

② 県立学校における生徒負傷事故に伴う損害賠償請求に係る和解

中央農業高等学校における生徒負傷事故に伴う損害賠償請求について和解するため、地方自治法第96条第1項の規定により提案する。

[教育局支援部学校支援課長 電話 045-210-8210]

○ 平成29年度神奈川県公営企業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算の認定を受けようとするもの。

[企業庁企業局財務部財務課長 電話 045-210-7030]

## 問合せ先

---

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

課長 黒岩 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 渡邊 電話 045-210-2252

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 柏木 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 山下 電話 045-210-3022